

○鳥取県警察例規執務サポートシステム運用要領の制定について（例規通達）

令和7年11月25日

鳥情管例規第1号・鳥務例規第10号

各所属長殿

鳥取県警察本部長

鳥取県警察例規執務サポートシステム運用要領の制定について（例規通達）

対号 平成22年8月24日付け鳥務例規第13号外共発 鳥取県警察法制執務システムの運用について（例規通達）

鳥取県警察法制執務システムの運用については、対号例規通達により実施してきたところであるが、この度、対号例規通達の全部を改正し、別添「鳥取県警察例規執務サポートシステム運用要領」を制定し、令和7年11月25日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

鳥取県警察例規執務サポートシステム運用要領

#### 1 趣旨

この例規通達は、鳥取県警察例規執務サポートシステム（以下「システム」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

#### 2 定義

この例規通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

##### (1) 法令文書

鳥取県警察本部法令審査委員会の設置に関する訓令（昭和62年鳥取県警察本部訓令第21号）第3条各号に掲げる文書をいう。

##### (2) 法令

法律、法律に基づく命令、条例及びこれらに基づく実施機関の規則（規程を含む。）をいう。

#### 3 機能

システムの機能は、次のとおりとする。

##### (1) 法令文書の検索・閲覧機能

##### (2) 法令の検索・閲覧機能

##### (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、法制執務を支援するための各種機能

#### 4 運用管理体制

システムの運用管理体制は、次のとおりとする。

(1) 総括運用責任者

システムの適正な運用及び管理に関する事務を総括するため、総括運用責任者を置き、警務部警務課長（7において「警務課長」という。）をもって充てる。

(2) 運用責任者

所属におけるシステムの適正な運用及び管理を図るため、各所属に運用責任者を置き、所属長をもって充てる。

5 法令文書の更新

(1) 運用責任者は、法令文書の制定に係る最終決裁権者の決裁が終了した場合は、総括運用責任者に対し、当該決裁に係る法令文書の更新（以下「システムの更新」という。）を依頼するものとする。

(2) 総括運用責任者は、(1)の依頼があった場合は、システムの更新を行い、依頼した運用責任者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該運用責任者は、システムの更新状況及び内容の確認を行うものとする。

6 法令の更新

総括運用責任者は、定期的に法令を更新するものとする。

7 その他

(1) 留意事項

ア 鳥取県警察の職員以外の者にシステムを使用させてはならない。

イ 鳥取県警察の職員以外の者にシステムにより出力したデータを譲り渡し、又は閲覧させてはならない。ただし、運用責任者の承認がある場合は、この限りでない。

ウ システムを利用する者は、システムの安全性及び有効性を低下させる行為を行ってはならない。

(2) 委任

この例規通達に定めるもののほか、この例規通達の実施に関し必要な事項は、警務課長が別に定める。